

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	横浜理容美容専門学校
設置者名	学校法人神奈川理容美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
衛生専門課程	美容科	夜・通信	49単位	7単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務所に備え付けて閲覧

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名

(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	横浜理容美容専門学校
設置者名	学校法人神奈川理容美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

事務所に備え付けて閲覧

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	㈱日軽産業 保険部大阪支社長	2025.8.11～ 2029年度の定時評議員会終結 の時まで	法人の運営・管理
常勤	美容師	2025.8.11～ 2029年度の定時評議員会終結 の時まで	法人の運営・管理
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜理容美容専門学校
設置者名	学校法人神奈川理容美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 前年度の反省をふまえ在校生や卒業生の意見を取り入れて職員会議で授業計画書を作成していく。 作成時期は1月を予定 公表時期は4月とする。	
授業計画書の公表方法	事務所に備え付け外部からの求めに応じて公表
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 定期試験の結果や授業結果、態度、出席率などを参考にして成績をつける。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) (1) 授業科目ごとの成績評価を前期、後期の年2回行う。 必修科目は学科試験、実習試験の成績をつける。 選択科目は試験や実習での成果を総合的に勘案し評価する。 なお、厳格で適切な成績評価を行うため学校において指標を定め その指標に基づき成績を数値化する。 数値化された成績の平均点数の分布により下位4分の1の集団を決定する。 (2) 半期ごとの成績評価は次の①～⑤の結果・状況によって行う。 ①学科試験 全8教科 合計55点満点 ②実習試験 100点満点 ③卒業試験 100点満点 ④選択科目評価 試験や実習での成果により優・良・可・不可で評価 ⑤内申点 授業態度や提出物等をA・B・Cで評価	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	職員室にて閲覧可能
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・納付金の完納者 ・2年間で67単位以上を取得したもの 卒業認定会議を開き卒業認定者を決める	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	事務所に備え付け外部からの求めに応じて

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	横浜理容美容専門学校
設置者名	学校法人神奈川理容美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	情報公開の請求があった場合は学校にて閲覧可能
収支計算書又は損益計算書	情報公開の請求があった場合は学校にて閲覧可能
財産目録	情報公開の請求があった場合は学校にて閲覧可能
事業報告書	情報公開の請求があった場合は学校にて閲覧可能
監事による監査報告（書）	情報公開の請求があった場合は学校にて閲覧可能

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	美容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	6 7 単位	3 7 単位		3 0 単位		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
2 2 0 人		1 9 6 人	0 人	8 人	1 3 人	2 1 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）前年度の反省もふまえ、在校生や卒業生の意見も取り入れて全教員で話し合いを重ね授業方法や内容、授業計画書を作成していく。
成績評価の基準・方法
（概要）各試験の平均を割り出し順位を公表 学科試験では成績の分布ごとに人数を出し、どの位置にいるのか分かるようにする
卒業・進級の認定基準
（概要）・67単位以上の取得者 ・納付金の完納者 ・課目の修了試験により認定された者
学修支援等
（概要）就職活動の支援。技術不足者への追加授業。 放課後に技術向上の為のアカデミーを開催（メイク、ネイル、エステ）

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
94 人 (100%)	0 人 (%)	87 人 (92.6%)	7 人 (7.4%)
(主な就職、業界等) 美容室、ネイルサロン、エステサロン、アイラッシュサロン			
(就職指導内容) 学校外での就職イベントに参加。 放課後に個別で就職指導を行う。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 美容師国家資格、ネイル検定			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
207 人	18 人	8.7%
(中途退学の主な理由) 進路変更のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 日頃より学校生活での態度や出席状況に注意して気づいた点があれば個別面談を行う。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
美容科	160,000 円	600,000 円	554,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務所に備え付けて閲覧		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制） 企業役員や卒業生で構成され、主に学校の運営状況や教育内容、環境について評価する。その結果については、職員会議等で活用して速やかに改善できるようにする。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
(株)鹿島環境設備	2024. 4. 1～2028. 3. 31	企業等委員
(株)i&heart	2024. 4. 1～2028. 3. 31	卒業生
(株)ティアンドケイ	2024. 4. 1～2028. 3. 31	卒業生
(株)DICT	2024. 4. 1～2028. 3. 31	卒業生
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務所に備え付けて閲覧		
(備考)		
第三者評価未実施、学校関係者評価について記載		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kbbs.ac.jp
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H114310000376
学校名（〇〇大学 等）	横浜理容美容専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人神奈川理容美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		59人（36）人	52人（37）人	60人（37）人
内 訳	第Ⅰ区分	22人	18人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－人	－人	
区分外（多子世帯）		0人	－人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				60人（37）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	— 人	— 人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0 人	0 人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0 人	0 人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0 人	0 人
計	人	— 人	— 人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0 人	後半期	0 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	— 人
3月以上の停学	0 人
年間計	— 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	12人	13人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	12人	13人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。